## 京都府循環型社会形成計画の中間案に対する意見募集結果

- 1 意見の募集期間 令和3年12月14日(火)~令和4年1月11日(火)まで
- 2 意見募集の結果 5人 10案件
- 3 御意見の要旨及びそれに対する京都府の考え方

No.	項目	御意見の要旨	京都府の考え方
1	一般廃棄物対策	p9によると一般廃棄物排出量はここ数年は減少割合が鈍化しており、今後、どのようなごみに着目して取組みを実施していくのか。	一般廃棄物は、重量比で生ごみ(食品ロス等)、紙ごみ、プラスチック製容器包装が大半を占めております。市町村と連携して、食品ロスの削減の推進に関する法律やプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律を踏まえ、ごみの排出抑制に向けて取り組んでいきます。
2	一般廃棄物対策	p24のコラムにある「京都エコ修学旅行」のように、京都市では一般廃棄物の3Rに関する先進的な取組みが行われている。京都府内の他の自治体においても先進的な取組みが進められるようにしてほしい。	先進的な取組については市町村との意見交換会・研修会において情報共有を行ってきており、引き続き多くの市町村で取組が進むよう必要な情報共有を行っていきます。
3	産業廃棄物対 策	p26にある京都府産業廃棄物3R支援センターが行っている支援については、中小企業に必要な支援だと思うので、周知に力を入れてほしい。	種々の企業団体等と幅広く連携し、あらゆる機会を通して情報発信を充実していきます。
4	産業廃棄物対 策	p40にある産業廃棄物の実態把握とは、どのような方法を用いて実態を把握していくのか。	これまでは産業廃棄物の排出事業者に対するアンケート調査等により把握してきましたが、業種や産業廃棄物の種類に着目して、様々なデータを活用し、より実態を把握できる方法を検討していきます。
5	一般廃棄物対 策 産業廃棄物対 策	食品ロスの削減には限界があるので、食品廃棄物のリサイクルを市町村と連携してもっと進めるべきだと考える。 食品リサイクルが進まない原因として、府内に食品リサイクル施設やリサイクル製品の行先が十分にないことが問題だと思うので、府が主導し、市町村と連携したり、市町村を支援したりしながら、施設整備や誘致(整備支援)に取り組んでほしい。	廃棄物のリサイクルを推進するためには必要な法手続のもと、リサイクル施設の整備、リサイクル製品の品質や利用先の確保などが重要です。食品廃棄物については、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律により更にリサイクルが進むよう、市町村と連携して取り組んでいきます。
6	気候変動対策	p43~44を見ると、廃棄物の処理に伴う温室効果ガスの発生については、プラスチックごみに由来するものに重点を置いているように思える。他の廃棄物に由来する温室効果ガス対策についてはどう考えるのか。	京都府では温室効果ガスを2030年度までに2013年度比40%以上削減する目標を掲げており、あらゆる分野において削減に取り組むこととしています。廃棄物分野での温室効果ガス排出は、焼却、水処理、埋立に由来し、そのうち約5割がプラスチックの焼却に由来しています。そのため、プラスチックの焼却に由来する温室効果ガスの削減に重点的に取り組んでいくこととしておりますが、ブラスチック以外も約5割を占めるため、他の廃棄物に由来する温室効果ガス削減にも取り組んでいきます。
7	その他	p2 計画の位置付け 京都府の計画等と市町村の計画等を「連携」とあるが、一律の連携 ではなく、メリハリをつけるべきである。具体的には、行政サービス の質が高い京都市に一層の努力と実行をしてもらうことで京都府内の 目標達成につなげるべき。	京都府内における京都市域の一般廃棄物の排出量は約5割、産業廃棄物の排出量は約4割を占めており、今後も京都市とも連携を図りながら目標達成に向けて取り組んでいきます。
8	その他	p10 表 2 - 3 一般廃棄物焼却施設の稼働状況 発電設備を備えた焼却施設は8施設とあり、更に増やすべきだと考 えるが、発電設備の増大に係る検討状況を教えてほしい。	一般廃棄物焼却施設を新設する場合、ごみ発電等のエネルギー利用をすることが国の交付金の交付要件となっていることから、今後の一般廃棄物焼却施設整備においては、発電設備が更に増えていくこととなります。なお、整備の時期については、設置主体である市町村において検討・実施されることになります。
9	その他	p10 表 2 − 3 −般廃棄物焼却施設の稼働状況 将来的なプラスチックごみなどの減少に伴い、水分量の多い生ごみ の影響で焼却炉内温度が800°C未満となり、ダイオキシン類の発生が 懸念される。 そのため、焼却炉内の温度管理は京都府などの第三者によりダブル チェックするべきである。	一般廃棄物焼却施設については、設置者である市町村において適正に維持管理することが義務付けられていますが、府においても毎年立入検査を実施しており、その際に、燃焼ガスの温度や排ガス測定結果等を確認しています。
10	その他	p46から各主体の役割が書かれており、観光客が単体で書かれているがなぜか。	環境先進地・京都として、京都府内に多く訪れる観光客にも意識してごみ減量等に取り組んでいただくため、観光客の役割を記載しています。 なお、観光事業者についても、観光客がプラスチックごみや食品ロス等の削減に協力できるよう、市町村と連携して取り組むこととしています。